「群馬県情報公開条例施行規則」及び「群馬県個人情報保護条例施行規則」

の一部改正（案）の概要について

**１　改正の趣旨及び理由**

（１）趣旨

「情報公開条例」に基づく公文書の開示と「個人情報保護条例」に基づく個人情報の開示の実施方法のうち、電磁的記録については「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と各条例で定められていることから、「群馬県情報公開条例施行規則」及び「群馬県個人情報保護条例施行規則」の一部改正するもの。

（２）理由

平成２２年（２０１０年）５月以降は今回の改正により削除される記録媒体による写しの交付は実績がないこと、現在実施機関で取扱いがある情報機器の種別、近年一部の情報機器については安定的な取扱いが難しい状況になっていること等を勘案し、実情に合った適切な方法とするため。

**２　規則改正の概要**（両規則とも共通）

・電磁的記録の開示方法から録音カセットテープ、ビデオカセットテープ及びフロッピーディスクを削除する。

・費用負担に係る額から録音カセットテープ、ビデオカセットテープ及びフロッピーディスクに係る費用負担額を削除する。

**３　施行日**

　　令和４年４月１日